平成２３年（フ）第６２４号
岐阜県瑞穂市牛牧468番地１　リンダーホーフ山本Ｂ201号
債務者　川元　準一
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６２６号
岐阜県関市上白金1051番地２　レインボーソシア３－Ａ
債務者　林　　紀子（旧姓北代）
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６３１号
岐阜市萱場東町１丁目21番地
債務者　松葉　政枝
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８８号
岐阜県高山市桐生町５丁目361番地
債務者　新張眞喜男
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第７３３号
兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目４番６－328号、従前の住所兵庫県明石市魚住町西岡2269番地の１　石井マンションＢ－403号
債務者　川副　靖子
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４１１号
奈良県橿原市内膳町３丁目４番３号　メゾンウエダ305
債務者　南澤　弘子
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１７号
奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘３丁目35番地８
債務者　中村八千代（旧姓山添）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
奈良県橿原市曽我町919番地　福田住宅
債務者　島名　秋良
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第６４２号
広島県大竹市小方１丁目26番３号
債務者　間　　和子
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９４５号
広島県廿日市市宮島口２丁目１番13号
債務者　増木　綾子
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０２号
広島市佐伯区八幡５丁目８番５号
債務者　川村三千代
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４１号
広島市南区大州２丁目11番５－401号
債務者　小川　秀夫
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３４２号
広島市佐伯区三宅５丁目918番地の25
債務者　成清なぎさ
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３５２号
広島市中区大手町５丁目11番10－404号
債務者　竹下　博文
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６４号
愛媛県西条市喜多川734番地７
債務者　湊　　照彦
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１６９号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目４番21号佐々木アパート２階、前住所愛媛県四国中央市妻鳥町７番地４
債務者　鈴木　　誠
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第８１号
福岡県大川市大字中八院1464番地２、住民票上の住所北九州市小倉南区上葛原１丁目９番31－503号
債務者　国吉　聖子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係